

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
中央町	2	2					法第105条第2項により消滅
〃	甲 804	1 1					法第105条第2項により消滅
〃	甲 804	1 4					法第105条第2項により消滅
〃	甲 804	1 5	中央町	2	1 1	4 6 - 2	
〃	甲 804	1 6	1 / 2	〃	2	1 2	4 7
〃	甲 805	2					法第105条第2項により消滅
〃	甲 805	3					法第105条第2項により消滅
〃	甲 805	4					法第105条第2項により消滅
〃	甲 805	5					法第105条第2項により消滅
〃	甲 805	6					法第105条第2項により消滅
〃	甲 805	1 0	中央町	2	1 0	4 6 - 1	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
中央町	甲 8 1 3 1 0	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	甲 8 1 5 5						法第105条第2項により消滅
〃	甲 8 1 5 1 2		新町二丁目	6 5	4 9		
〃	甲 8 1 5 1 4	1 / 2	〃	6 4	4 1 0		
〃	甲 8 1 5 1 5						法第105条第2項により消滅
〃	甲 8 1 5 1 6	2 / 2	中央町	2 1 2	4 7		
〃	甲 8 1 6 3						法第105条第2項により消滅
〃	甲 8 2 0 3						法第105条第2項により消滅
〃	甲 8 2 1 2						法第105条第2項により消滅
〃	甲 8 2 1 4						法第105条第2項により消滅
〃	甲 8 2 1 5						法第105条第2項により消滅

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
中央町	甲 8 2 1	6					法第105条第2項により消滅
〃	乙 1 3 6 9	8					法第105条第2項により消滅
〃	乙 1 3 7 0	3					法第105条第2項により消滅
〃	乙 1 4 1 8	2					法第105条第2項により消滅
新町一丁目	甲 5 2 7	3					法第105条第2項により消滅
新町二丁目		7					法第105条第2項により消滅
〃	甲 3 3 0	2					法第105条第2項により消滅
〃	甲 3 3 0	3	新町二丁目	3	2	7 10	
〃	甲 3 3 0	5	〃	2	1 3	3 1	
〃	甲 3 3 0	6					法第105条第2項により消滅
〃	甲 3 3 0	7					法第105条第2項により消滅

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
新町二丁目	甲 3 3 1: 1	(番) (筆)	新町二丁目	1 3 0	1 2 2 - 2	
〃	甲 3 3 1: 4					法第105条第2項により消滅
〃	甲 3 3 1: 5					法第105条第2項により消滅
〃	甲 4 8 1: 6					法第105条第2項により消滅
〃	甲 5 3 7: 6		新町二丁目	2: 5	3 9 - 2	
〃	甲 5 3 7: 8		〃	2: 4	3 1 3	
〃	甲 5 3 7: 1 2		〃	2: 1	3 1 0	
〃	甲 5 3 7: 1 3		〃	2: 2	3 1 1	
〃	甲 5 3 7: 1 4		〃	2: 3	3 1 2	
〃	甲 5 5 6: 1		〃	2: 9	3 6	
〃	甲 5 5 8:		〃	2: 8	3 7	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
新町二丁目	甲 5 6 5 1	(番) 1 / (筆) 2	中央町	2 9	4 5-2	
〃	甲 5 6 5 3					法第105条第2項により消滅
〃	甲 5 6 6 1		新町二丁目	7 1 1	2 3	
〃	甲 5 6 6 2					法第105条第2項により消滅
〃	甲 5 6 7 1		新町二丁目	5 3	5-2 1-1	
〃	甲 5 6 7 2		〃	3 6	7 1 3	
〃	甲 5 6 7 2		〃	7 7	2 9-2	
〃	甲 5 6 9 1	1 / 2	〃	4 1 1	6 4	
〃	甲 5 6 9 2	1 / 2	〃	2 1 4	3 2	
〃	甲 5 6 9 3					法第105条第2項により消滅
〃	甲 5 6 9 4					法第105条第2項により消滅

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
新町二丁目	甲 5 6 9 5	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	甲 5 6 9 6						法第105条第2項により消滅
〃	甲 5 7 0 1		新町二丁目	4 6	7 8-1		
〃	甲 5 7 0 2	1 / 2	〃	4 7	7 8-2		
〃	甲 5 7 0 3	2 / 2	〃	4 7	7 8-2		
〃	甲 5 7 1 1		〃	4 4	7 6-2		
〃	甲 5 7 1 2						法第105条第2項により消滅
〃	甲 5 7 1 3		新町二丁目	4 5	7 7		
〃	甲 5 7 1 4		〃	4 3	7 6-1		
〃	甲 5 7 1 5		〃	4 2	7 5		
〃	(後葉に続く) 甲 5 7 2 1		〃	3 8	7 1-1		

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
	(前葉より)	(番) (筆)	新町二丁目	7 5	2 8	
			〃	7 1 5	2 4- 4	
			〃	7 1 6	2 4- 6	
			白山一丁目	1 1 5	1 2 1	
〃	甲 5 7 2 2		〃	2 6	1 3 2	
〃	甲 5 7 2 3		〃	1 2 6	1 0 3	
〃	甲 5 7 2 4		〃	1 2 8	1 0 1	
〃	甲 5 7 2 5		〃	1 1	8 3	
〃	甲 5 7 2 6					法第105条第2項により消滅
〃	甲 5 7 3	1 / 2	新町二丁目	4 8	6 1	
〃	甲 5 7 7 2					法第105条第2項により消滅

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
新町二丁目	甲 5782	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	甲 5792		新町二丁目	1 23	1	18	
〃	甲 5795	1 / 4	〃	1 18	1	7	
〃	甲 5796	2 / 4	〃	1 18	1	7	
〃	甲 5797	1 / 7	〃	1 20	1	10	
〃	甲 5798	2 / 7	〃	1 20	1	10	
〃	甲 57910						法第105条第2項により消滅
〃	甲 57911	3 / 7	新町二丁目	1 20	1	10	
〃	甲 57912	4 / 7	〃	1 20	1	10	
〃	甲 57913		〃	1 23	1	15	
〃	甲 57914		〃	1 22	1	13	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
新町二丁目	甲 579 15	(番) (筆)	新町二丁目	1 21	1 11	
〃	甲 579 16		〃	1 19	1 9	
〃	甲 579 17	5 / 7	〃	1 20	1 10	
〃	甲 580 1	1 / 2	〃	1 11	1 32- 2	
〃	甲 580 2	1 / 4	〃	1 10	1 32- 1	
〃	甲 580 3		〃	1 8	1 30- 2	
〃	甲 580 4	2 / 4	〃	1 10	1 32- 1	
〃	甲 580 5		〃	1 7	1 30- 1	
〃	甲 580 6	1 / 4	〃	7 10	2 2	
〃	甲 580 6	1 / 4	〃	1 9	1 31	
〃	甲 580 7	1 / 2	〃	1 28	1 28	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
新町二丁目	甲 580 8	(番) 2 / (筆) 4	新町二丁目	1 9	1 31	
〃	甲 580 9	1 / 4	〃	7 6	2 9- 1	
〃	甲 580 10	1 / 2	〃	1 15	1 4	
〃	甲 580 11					法第105条第2項により消滅
〃	甲 580 12	2 / 2	新町二丁目	1 15	1 4	
〃	甲 580 13	1 / 3	〃	1 12	1 1	
〃	甲 580 14	1 / 3	〃	1 16	1 5	
〃	甲 580 15	3 / 4	〃	1 10	1 32- 1	
〃	甲 580 16	2 / 3	〃	1 16	1 5	
〃	甲 580 17		〃	1 17	1 6	
〃	甲 580 18	1 / 3	〃	7 1	2 5	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
新町二丁目	甲 5 8 0 1 9	(番) 2 / (筆) 2	新町二丁目	1 2 8	1 2 8	
"	甲 5 8 0 2 0	2 / 4	"	7 6	2 9 - 1	
"	甲 5 8 0 2 1		"	1 1 4	1 3	
"	甲 5 8 0 2 2		"	1 1 3	1 2	
"	甲 5 8 0 2 3	2 / 3	"	1 1 2	1 1	
"	甲 5 8 0 2 5	3 / 3	"	1 1 2	1 1	
"	甲 5 8 1 2		"	1 2 6	1 2 0	
"	甲 5 8 2 1		"	1 5	1 2 9 - 1	
"	甲 5 8 2 2	1 / 2	"	1 3 2	1 2 7	
"	甲 5 8 2 3		"	1 2	1 2 4	
	(後葉に続く)		"	1 3	1 2 5	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
	(前葉より)	(番) (筆)	新町二丁目	1 4	1 2 6	
〃	甲 5 8 2 4	2 / 3	〃	7 1	2 5	
〃	甲 5 8 2 5	3 / 4	〃	1 9	1 3 1	
〃	甲 5 8 2 6	2 / 2	〃	1 1 1	1 3 2 - 2	
〃	甲 5 8 2 7	4 / 4	〃	1 9	1 3 1	
〃	甲 5 8 2 8					法第105条第2項により消滅
〃	甲 5 8 2 9	3 / 3	新町二丁目	1 1 6	1 5	
〃	甲 5 8 2 1 0	4 / 4	〃	1 1 0	1 3 2 - 1	
〃	甲 5 8 2 1 1	3 / 3	〃	7 1	2 5	
〃	甲 5 8 2 1 2	3 / 4	〃	7 6	2 9 - 1	
〃	甲 5 8 2 1 3	2 / 2	〃	1 3 2	1 2 7	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考	
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
新町二丁目	甲 5 8 3	1	(番) (筆)	新町二丁目	1 1	1 2 3	
				〃	2 6	3 9 - 1	
〃	甲 5 8 4	1		〃	2 7	3 8	
〃	甲 5 8 4	3					法第105条第2項により消滅
〃	甲 8 1 5	2	2 / 2	新町二丁目	6 4	4 1 0	
〃	甲 8 1 6	4					法第105条第2項により消滅
〃	甲 8 1 6	7	3 / 4	新町二丁目	1 1 8	1 7	
〃	甲 8 1 6	8	4 / 4	〃	1 1 8	1 7	
〃	甲 8 1 6	9	6 / 7	〃	1 2 0	1 1 0	
〃	甲 8 1 6	1 0	7 / 7	〃	1 2 0	1 1 0	
〃	甲 8 1 6	1 2		〃	1 2 4	1 1 7	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
新町二丁目	甲 8 1 7	1	新町二丁目	6	3	4 1 1
〃	甲 8 1 7	2				法第105条第2項により消滅
〃	甲 8 1 7	3				法第105条第2項により消滅
〃	甲 8 2 2	1	中央町	2	7	4 2 - 2
			白山一丁目	1	1 8	1 1 2
〃	甲 8 2 2	2	新町二丁目	6	1	4 1
〃	甲 8 2 2	3				法第105条第2項により消滅
〃	甲 8 2 2	4				法第105条第2項により消滅
〃	甲 8 2 2	5	中央町	2	8	4 3
〃	乙 1 0 3 5	1	1 / 5 新町二丁目	3	7	7 3
〃	乙 1 0 3 5	2	〃	4	1	7 4

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
新町二丁目	乙 1035 3	(番) (筆)	新町二丁目	7 12	2 4-1	
〃	乙 1035 6	2 / 5	〃	3 7	7 3	
〃	乙 1035 7	3 / 5	〃	3 7	7 3	
〃	乙 1035 8	4 / 5	〃	3 7	7 3	
〃	乙 1035 10	5 / 5	〃	3 7	7 3	
〃	乙 1035 17		〃	7 13	2 4-2	
〃	乙 1035 18		〃	7 14	2 4-3	
〃	乙 1035 19		〃	7 8	2 9-4	
〃	乙 1035 20		〃	1 29	1 22-3	
〃	乙 1043 3		〃	3 9	7 1-2	
〃	(後葉に続く) 乙 1345 1		〃	7 2	2 6	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
	(前葉より)	(番) (筆)	新町二丁目	7 3	2 7-1	
〃	乙 1345 2					法第105条第2項により消滅
〃	乙 1346 1		新町二丁目	7 4	2 7-2	
〃	乙 1346 2		〃	1 6	1 29-2	
〃	乙 1346 3					法第105条第2項により消滅
〃	乙 1347	1 / 2	中央町	2 3	4 8-2	
〃	乙 1348 1	4 / 4	新町二丁目	7 6	2 9-1	
〃	乙 1348 2		中央町	2 13	4 8-1	
〃	乙 1354 5					法第105条第2項により消滅
〃	乙 1355 1		新町二丁目	2 10	3 5	
〃	乙 1355 6					法第105条第2項により消滅

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
新町二丁目	乙 13561	(番) 1 / (筆) 2	新町二丁目	211	3 4	
〃	乙 13571	2 / 2	〃	211	3 4	
〃	乙 13581	2 / 2	中央町	23	4 8-2	
〃	乙 13591		白山一丁目	121	11 4-2	
〃	乙 13592		新町二丁目	212	3 3	
〃	乙 13593		白山一丁目	122	11 5	
〃	乙 13594		〃	116	12 2	
〃	乙 13595		〃	120	11 4-1	
〃	乙 13601					法第105条第2項により消滅
〃	乙 13602		白山一丁目	132	9 1	
〃	乙 13603		新町二丁目	79	2 1	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
新町二丁目	乙 1360 4	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	乙 1360 5						法第105条第2項により消滅
〃	乙 1360 6						法第105条第2項により消滅
〃	乙 1361 1	2 / 2	新町二丁目	4 1 1	6 4		
〃	乙 1361 2	2 / 2	〃	2 1 4	3 2		
〃	乙 1361 3						法第105条第2項により消滅
〃	乙 1361 4						法第105条第2項により消滅
〃	乙 1361 5						法第105条第2項により消滅
〃	乙 1361 6						法第105条第2項により消滅
〃	乙 1362		新町二丁目	5 2	5-2 1-2		
〃	乙 1363 1	2 / 2	〃	4 8	6 1		

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
新町二丁目	乙 1363 2	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
"	乙 1364 1						法第105条第2項により消滅
"	乙 1364 2						法第105条第2項により消滅
"	乙 1365		新町二丁目	4 10	6 3		
"	乙 1366 1		"	3 1	7 9		
"	乙 1366 2		"	4 9	6 2		
"	乙 1366 2						法第105条第2項により消滅
"	乙 1366 3	1 / 3	新町二丁目	3 3	7 11		
"	乙 1367 1	2 / 3	"	3 3	7 11		
"	乙 1367 2	1 / 3	"	3 4	7 12- 1		
"	乙 1367 3	2 / 3	"	3 4	7 12- 1		

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
新町二丁目	乙 1367 4	(番) 3 / (筆) 3	新町二丁目	3 3	7 11	
〃	乙 1367 5	3 / 3	〃	3 4	7 12- 1	
〃	乙 1367 6		〃	3 5	7 12- 2	
〃	乙 1367 7					法第105条第2項により消滅
〃	乙 1369 1		新町二丁目	1 31	1 22	
〃	乙 1418 1		〃	1 27	1 21	
			〃	7 17	2 4- 5	
〃	乙 1419 1		中央町	2 4	4 5- 1	
			〃	2 6	4 2- 1	
〃	乙 1419 2					法第105条第2項により消滅
〃	乙 1419 4		新町二丁目	6 2	4 12	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
新町二丁目	乙 14195	(番) 2 / (筆) 2	中央町	299	4 5-2	
白山一丁目	甲 2911		白山一丁目	293	13 1-2	
			〃	295	13 1-1	
〃	甲 2912					法第105条第2項により消滅
〃	甲 2913		中央町	295	4 4	
〃	甲 2914		白山一丁目	294	13 1-3	
〃	甲 2951		〃	299	14 1-1	
〃	甲 2961	1 / 2	〃	298	14 1-2	
〃	甲 2962	2 / 2	〃	298	14 1-2	
〃	甲 3222					法第105条第2項により消滅
〃	甲 3221					法第105条第2項により消滅

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
白山一丁目	甲 3 2 2 2	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	甲 3 2 2 3						法第105条第2項により消滅
〃	甲 3 2 2 4						法第105条第2項により消滅
〃	甲 3 2 3 2	1 / 2	白山一丁目	1 6	9 6		
〃	甲 3 2 3 3						法第105条第2項により消滅
〃	甲 3 2 3 4						法第105条第2項により消滅
〃	甲 3 2 3 5	2 / 2	白山一丁目	1 6	9 6		
〃	甲 3 2 4 1		〃	1 7	9 7		
〃	甲 3 2 4 2		〃	1 3 1	9 2 - 1		
〃	甲 3 2 4 4						法第105条第2項により消滅
〃	甲 3 2 4 5						法第105条第2項により消滅

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
白山一丁目	甲 3 2 4 6	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	甲 3 2 4 7	1 / 2	白山一丁目	1 3 0	9 2- 2		
〃	甲 3 2 4 9		〃	1 2 9	9 2- 3		
〃	甲 3 2 4 1 0	2 / 2	〃	1 3 0	9 2- 2		
〃	甲 3 2 5 2		〃	1 1 9	1 1 3		
〃	甲 3 2 6		〃	1 1 7	1 1 1		
〃	甲 3 2 7 1		〃	1 1 2	1 2 5		
〃	甲 3 2 7 2						法第105条第2項により消滅
〃	甲 3 2 7 3						法第105条第2項により消滅
〃	甲 3 2 7 4		白山一丁目	1 1 0	1 2 3		
〃	甲 3 2 7 5		〃	1 8	9 8		

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
白山一丁目	甲 3 2 7 6	(番) (筆)	白山一丁目	1 9	9	
〃	甲 3 2 8 1	1 / 7	〃	2 1	1 3 3	
〃	甲 3 2 8 2					法第105条第2項により消滅
〃	甲 3 2 8 3		白山一丁目	1 1 1	1 2 4	
〃	甲 3 2 8 5		〃	2 1 0	1 4 2 - 1	
〃	甲 3 2 8 6		〃	1 1 4	1 2 7	
〃	甲 3 2 8 9	2 / 7	〃	2 1	1 3 3	
〃	甲 3 2 8 1 0	3 / 7	〃	2 1	1 3 3	
〃	甲 3 2 8 1 1		〃	2 1 1	1 4 2 - 2	
〃	甲 3 2 9 1		〃	1 1 3	1 2 6	
〃	甲 3 2 9 2					法第105条第2項により消滅

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
白山一丁目	甲 3 2 9 3	(番) 4 / (筆) 7	白山一丁目	2 1	1 3 3		
〃	甲 3 2 9 4	5 / 7	〃	2 1	1 3 3		
〃	甲 3 2 9 6	6 / 7	〃	2 1	1 3 3		
〃	甲 3 2 9 8	7 / 7	〃	2 1	1 3 3		
〃	甲 5 7 4 2					法第105条第2項により消滅	
〃	乙 1 0 1 5 8					法第105条第2項により消滅	
〃	乙 1 0 1 6 3					法第105条第2項により消滅	
〃	乙 1 0 1 6 4					法第105条第2項により消滅	
〃	乙 1 0 1 6 7					法第105条第2項により消滅	
〃	乙 1 0 2 6 7					法第105条第2項により消滅	
〃	乙 1 0 2 7 2		白山一丁目	2 2	1 3 5		

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
白山一丁目	乙 1027 3	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	乙 1028 2		白山一丁目	2 7	14 3		
〃	2990 3	1 / 5	〃	1 24	8 2-1		
〃	2991 1		〃	1 27	10 2		
〃	2991 5	2 / 5	〃	1 24	8 2-1		
〃	2992 1		〃	1 25	8 1		
〃	2992 5	3 / 5	〃	1 24	8 2-1		
〃	2993						法第105条第2項により消滅
〃	2994 1						法第105条第2項により消滅
〃	2994 2						法第105条第2項により消滅
〃	2994 3	1 / 2	白山一丁目	1 5	9 5		

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
白山一丁目	2995	(番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	2995	1					法第105条第2項により消滅
〃	2995	2					法第105条第2項により消滅
〃	2995	3					法第105条第2項により消滅
〃	2995	4	2 / 2	白山一丁目	1 5	9 5	
〃	2996	1	1 / 2	〃	1 4	9 3	
〃	2996	2					法第105条第2項により消滅
〃	2996	3	2 / 2	白山一丁目	1 4	9 3	
〃	2996	4					法第105条第2項により消滅
〃	2996	5		白山一丁目	1 3	8 5	
〃	2997	2		〃	1 2	8 4	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地		
白山一丁目	2997	5					法第105条第2項により消滅
〃	2997	7	白山一丁目	1	23	8 2-2	
〃	2997	8					法第105条第2項により消滅
井野一丁目	2992	4	4/ 5	白山一丁目	1	24	8 2-1
〃	2997	4					法第105条第2項により消滅
〃	2997	9					法第105条第2項により消滅
〃	3000	8	5/ 5	白山一丁目	1	24	8 2-1
				中央町	10		法第105条第1項により帰属
				新町二丁目	10		法第105条第1項により帰属
				〃	14		法第105条第1項により帰属
				〃	17		法第105条第1項により帰属

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併 (番) (筆)	町・丁目名	地 番	画 地		
			白山一丁目	10			法第105条第1項により帰属
			〃	14			法第105条第1項により帰属
			〃	16			法第105条第1項により帰属
			〃	17			法第105条第1項により帰属
			新町二丁目	5	1		法第105条第3項により帰属
			〃	11			法第105条第3項により帰属
			〃	12			法第105条第3項により帰属
			〃	13			法第105条第3項により帰属
			〃	15			法第105条第3項により帰属
			〃	16			法第105条第3項により帰属
			白山一丁目	11			法第105条第3項により帰属

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
		(番) (筆)	白山一丁目	1 2:		法第105条第3項により帰属	
			"	1 3:		法第105条第3項により帰属	
			"	1 5:		法第105条第3項により帰属	